

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
020010	国家公務員のNPO法人への派遣制度		国家公務員の身分を保有したままNPO法人へ職員を派遣する仕組みについては、現行制度上存在しない。	国家公務員が身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。	国家公務員について、身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。 提案理由： 地方公務員については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第2条第1項第3号に基づく政令により、NPO法人への派遣が可能とされているが、国家公務員についてはそのような制度が不在であるため、公益上の必要がある場合には派遣することを可能とする。	-		全国一律にNPO法人や公益法人など公益性を有する国以外の機関に国家公務員を派遣する制度の整備については、政府全体として、国家公務員を派遣する必要性やその公益性について整理するとともに、対象法人をどのように限定するかという基準を明らかにする必要があり、それらを経て、人事院に要請がなされた場合には、人事院として法律制定のための意見の申出を行うことも可能である。 (なお、地方公共団体がNPO法人に人材を派遣する必要がある場合において、当該団体に適当な職員がいないため、当該団体の要請に基づいて、国家公務員を当該団体を經由してNPO法人に派遣することが考えられないわけではない。)					市民で創るヨコハマ若者応援特区	0030120	市民で創るヨコハマ若者応援特区実行委員会	神奈川県	人事院 総務省	
020020	【首都圏社会資本整備促進特区】 国の出先機関の事務・権限の先行移管		※ 求める措置の具体的内容中、人事院に関する「また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。」について。 現行制度上、国と地方公共団体との間において、それぞれの身分を有したまま職員を相互に派遣する制度は存在しない。 ただし、国と地方公共団体との人事交流は幅広く行われており、国から地方公共団体への出向の際には「辞職」、地方公共団体から復帰する際には人事院規則8-12(職員の任免)第18条の「(選考)採用」の規定によることとなる。	国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。 そのため、関係自治体が連携して事務処理を行うための「協議会」を設置することを要件に、広域的な事務を関係自治体に移管することとする。 また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。	地域主権改革推進には国出先機関の事務の大幅な地方移管が不可欠である。県をまたがる広域的な事務を地方に移管するには、関係自治体が広域的に連携することが必要となる。 様々な事務の移管に柔軟かつ迅速に対応できる「協議会」の設置を要件に、国の出先機関の事務の先行移管を受けられる制度を創設すれば、広域連合に加え、地域の選択の幅が広がり、権限移譲を大いに進めやすくなる(例：首都圏の国道16号などの直轄国道)。 また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。	-		※ 求める措置の具体的内容中、人事院に関する「また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。」についての回答。 国の出先機関の事務の移管に伴う人員の取扱いについては、政府において地域主権改革の観点から検討されているところであり、職員の身分取扱いについても、それを前提として検討する必要がある。このため、「国と地方の間の人材相互派遣制度」の創設についても、政府全体としての方針が決定され、人事院に対して要請がなされた場合には、人事院として法整備のための意見の申出を行うことも可能である。ただし、政府において検討がなされる際には ・憲法で規定する地方自治の本旨 ・地方公務員制度における制度整備 ・辞職・採用の枠組みによっている特別職・公庫等法人との関係 などの点に留意する必要がある。			右提案主体からの意見に対して回答されたい。		【首都圏社会資本整備促進特区】 国の出先機関の事務・権限の先行移管	0034010	埼玉県	埼玉県	人事院 総務省 国土交通省 内閣府	
020030	ハローワークの職業紹介に関する事務の先行移管		※ 求める措置の具体的内容中、人事院に関する「また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。」について。 現行制度上、国と地方公共団体との間において、それぞれの身分を有したまま職員を相互に派遣する制度は存在しない。 ただし、国と地方公共団体との人事交流は幅広く行われており、国から地方公共団体への出向の際には「辞職」、地方公共団体から復帰する際には人事院規則8-12(職員の任免)第18条の「(選考)採用」の規定によることとなる。	国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。 そのため、ハローワーク(公共職業安定所)の職業紹介に関する事務について、埼玉県に先行移管する。併せて、業務の民間委託ができる制度を創設する。 また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。	ハローワークの職業相談・職業紹介や求人受付などの事務を県へ移管すれば、地域の総合的行政機関である県が一元的に労働行政を展開できるようになる(県は産業界や教育界、市町村との太いネットワークがあるので、その強みを活かして、労働行政を産業政策や福祉政策・教育政策と一体的・戦略的に展開できる)。 その際、マンツーマンで専門的なサポートが必要な若者、女性の方々に、カウンセリングやスキルアップ、職業紹介をトータルにサポートするため、民間のノウハウを活用することで、より効果的に行うことができる。 その結果、求人の拡大や雇用のミスマッチの解消により、失業率の低下につながる。 また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。	-		※ 求める措置の具体的内容中、人事院に関する「また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。」についての回答。 国の出先機関の事務の移管に伴う人員の取扱いについては、政府において地域主権改革の観点から検討されているところであり、職員の身分取扱いについても、それを前提として検討する必要がある。このため、「国と地方の間の人材相互派遣制度」の創設についても、政府全体としての方針が決定され、人事院に対して要請がなされた場合には、人事院として法整備のための意見の申出を行うことも可能である。ただし、政府において検討がなされる際には ・憲法で規定する地方自治の本旨 ・地方公務員制度における制度整備 ・辞職・採用の枠組みによっている特別職・公庫等法人との関係 などの点に留意する必要がある。			右提案主体からの意見に対して回答されたい。			0034020	埼玉県	埼玉県	人事院 総務省 厚生労働省	